

第一五五回

閣第八号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十六万五千円」を「百三十三万五千円」に、「百十万六千円」を「百八万二千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分		報酬月額		
最	高 裁 判 所 長 官	二、二五五、〇〇〇円		
最	高 裁 判 所 判 事	一、六四六、〇〇〇円		
東	京 高 等 裁 判 所 長 官	一、五七六、〇〇〇円		
そ	の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一、四六〇、〇〇〇円		
判	事	一 号	一、三一七、〇〇〇円	
		二 号	一、一六〇、〇〇〇円	
		三 号	一、〇八二、〇〇〇円	
		四 号	九一七、〇〇〇円	
		五 号	七九三、〇〇〇円	
		六 号	七一三、〇〇〇円	
		七 号	六四四、〇〇〇円	
		八 号	五八〇、〇〇〇円	
判	事	補	一 号	四六五、四〇〇円
			二 号	四二七、八〇〇円
			三 号	三九八、一〇〇円
			四 号	三七二、四〇〇円
			五 号	三四六、三〇〇円
			六 号	三二八、一〇〇円
			七 号	三〇六、九〇〇円
			八 号	二九五、五〇〇円
			九 号	二六八、七〇〇円
			十 号	二五九、一〇〇円
			十 一 号	二四三、七〇〇円
			十 二 号	二三四、六〇〇円
簡	易 裁 判 所 判 事	一 号	九一七、〇〇〇円	
		二 号	七九三、〇〇〇円	
		三 号	七一三、〇〇〇円	
		四 号	六四四、〇〇〇円	
		五 号	四八四、七〇〇円	
		六 号	四六五、四〇〇円	
		七 号	四二七、八〇〇円	
		八 号	三九八、一〇〇円	
		九 号	三七二、四〇〇円	

十 号	三四六、三〇〇円
十一号	三二八、一〇〇円
十二号	三〇六、九〇〇円
十三号	二九五、五〇〇円
十四号	二六八、七〇〇円
十五号	二五九、一〇〇円
十六号	二四三、七〇〇円
十七号	二三四、六〇〇円

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。